

## ○粗飼料給与率及び経営内飼料自給率の考え方

### 【基本的考え方】

地域の気候や土地条件による飼料作物作付の特徴、自給粗飼料の配合飼料や購入粗飼料に対する有利性および畜産経営ごとの自給粗飼料の役割、さらにふん尿還元用地の確保等も考慮し、粗飼料給与率、経営内飼料自給率を経営指標の類型ごとに定めた。なお、粗飼料については経営内の自給を基本としつつ、実現可能性を考慮して一定量については地域内で生産された購入粗飼料を用いた。

### 【酪農経営】

- 1 酪農経営の搾乳牛に対する粗飼料給与率は、牛の生理代謝上安定した乳量の確保および乳脂率を得る観点から、50～75%程度が望ましい割合とされている。
- 2 このため、粗飼料給与率については北海道では70%（放牧主体では集約放牧による積極的な牧草地の利用を考慮し75%）、都府県では50%とした。経営内飼料自給率については、北海道では粗飼料はすべて自給として粗飼料給与率と同率の70%、都府県では購入粗飼料の利用を5～15%と見込み、35～45%と設定した。

### 【肉用牛経営】

- 1 繁殖障害および生理代謝障害を防止する観点から、繁殖牛に対しては80%以上、肥育牛に対しては10%以上の給与が望ましい。とくに、繁殖牛に対しては経営観点からも、母牛の過肥防止、子牛の内臓や骨格の十分な形成のために粗飼料を多給することが望ましいとされている。
- 2 このため、粗飼料給与率については繁殖経営では80%、肉専用肥育では15%、肉専肥育一貫、乳用種育成では25%、乳用種交雑種肥育、乳用種肥育一貫では10%を設定した。経営内飼料自給率については繁殖経営では60～70%、肥育経営では、肉専肥育一貫と乳用種育成で20%、以外は5%と設定した。